

山梨県公報

第二千七百三十八号

平成二十九年

十月十九日

木曜日

目次

- 卸売業務の廃止……………六九三
- 地方卸売市場の廃止……………六九三
- 職業訓練指導員試験の実施……………六九三
- 国土調査の成果の認証……………六九六
- 基本測量の実施……………六九六

告示

山梨県告示第三百三十五号

山梨県卸売市場条例(昭和四十六年山梨県条例第四十六号)第七条の規定により、次のとおり卸売業務の廃止の届出があったので、山梨県卸売市場条例第二十二条の規定により公示する。

平成二十九年十月十九日

山梨県知事 後藤 斎

地方卸売市場の名称	卸売業者の名称	取扱品目の部類	卸売業務廃止予定期日
地方卸売市場山梨県 花卉流通センター	株式会社甲府中 中央市場	花き部	平成二十九年十月三十一日

山梨県告示第三百三十六号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止の許可をしたので、山梨県卸売市場条例(昭和四十六年山梨県条例第四十六号)第二十二条の規定により公示する。

山梨県公報 第二千七百三十八号 平成二十九年十月十九日

平成二十九年十月十九日

山梨県知事 後藤 斎

地方卸売市場の名称	位置	取扱品目の部類	卸売業者の数	地方卸売市場廃止予定期日
地方卸売市場山梨県花卉流通センター	甲府市国母六丁目四番一号	花き部	一社	平成二十九年十月三十一日

公告

職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十九年十月十九日

山梨県知事 後藤 斎

- 試験を実施する職種及び試験科目
 - 次の職種について、学科試験を行う。
機械科
- 学科試験の科目は、次のとおりとする。

免許 職種	学科試験の科目	
	関連学科	指導方法
機械科	<ol style="list-style-type: none"> 一 系基礎学科 二 1 機械工学(機械要素及び機構と運動) 2 材料(材料力学、金属材料、非金属材料並びに潤滑油及び切削剤) 三 3 工作法(NC加工法、機械工作法、治具及び工具) 	<ol style="list-style-type: none"> 一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規

<p>4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定並びに材料試験）</p> <p>5 安全衛生（安全管理及び衛生管理）</p> <p>二 専攻学科</p> <p>1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法及び精密加工法）</p> <p>2 機械製図（機械製図法、機械設計法及びテクニカルイラストレーション）</p>
--

3 前記以外の職種についても、指導方法のみの試験を行う。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者であつて、職業能力開発促進法第三十条第五項の規定により実技試験の全部の免除を受けることができるもの（機械科以外の職種にあつては、同項の規定により学科試験のうち関連学科の免除を受けることができるものに限る。）

- (一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
- (二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - (一) 成年被後見人又は被保佐人
 - (二) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 三 試験の免除 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

全職種共通	免除を受けることができる者	免除の範囲
<p>免除職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（電子回路接続及びバルコニー施工の技能検定に合格した者を除く。）</p>	<p>実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</p>	<p>実技試験の全部</p>

<p>者</p> <p>職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>
<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p>
<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>学科試験のうち指導方法</p>
<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）</p>
<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>
<p>短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法</p>	<p>学科試験のうち指導方法</p>

職種の掲げる免許	省令別表第十一の三に掲げる者	導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	学科試験のうち関連学科
	省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる者	免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	実技試験の全部
	省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げることができる者の欄に掲げる者	免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
	省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げることができる者の欄に掲げる者	免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
	省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げることができる者の欄に掲げる者	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学又は同法第一百五十五条に規定する高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科

四 試験の日時及び場所

- 1 日時 平成三十年一月十九日（金）午前九時から
- 2 場所 甲州市塩山上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校塩山キャン

五 パス
受験手続

- 1 受験申請書類 職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚（申請日前六月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートルかつ横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票（控）に貼り付けること。）及び受験資格を有することを証明する書類
- 2 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。
- 3 申請書類の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業労働部産業人材育成課（郵送により受験申請をする場合は、必ず簡易書留とすること。）
- 4 申請書類の受付期間 平成二十九年十一月六日（月）から同月二十四日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送の場合は同月二十四日（金）までの消印のあるものを有効とする。
- 5 受験手数料 三千百円（職業訓練指導員試験受験申請書に、三千百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。）
- 6 受験票の交付 受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。
- 六 可否判定の基準
 - 1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。
 - 2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。
 - 3 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。
- 七 合格発表 平成三十年二月十三日（火）午前十時に山梨県庁東側掲示板（スクランブル交差点脇）及び山梨県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に可否を書面で通知する。
- 八 その他
 - 1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業労働部産業人材育成課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立峡南高等技術専門校及び山梨県立就業

支援センターにおいて配布する。

- 2 受験に関する注意事項（集合時刻、携帯品等）は、後日受験票をもって通知する。
- 3 試験についての不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五―二三―一五六六））に問い合わせること。

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十九年十月十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 調査を行った者の名称 甲府市
- 二 調査を行った時期 平成二十七年五月十二日から平成二十八年九月十二日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲府市幸町、湯田二丁目及び住吉一丁目の全域
- 五 認証年月日 平成二十九年十月十三日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十月十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地名情報）（住居表示住所）整備業務）
- 二 測量の地域 富士吉田市
- 三 測量の期間 平成二十九年十一月十三日から平成三十年三月二十三日まで